

SAICM国内セミナー09.03.23

化学物質管理とリスクコ ミュニケーション

中地 重晴

有害化学物質削減ネットワーク

本日の内容

- 1. リスクコミュニケーションに関する問題意識の紹介
- 2. 国際的な化学物質管理の動向
- 3. SAICM国内実施計画への意見

化学物質管理に関するリスクコミュニケーションの必要性和実践

- 化学物質問題に限らず、情報公開が進んできた
- リスクコミュニケーションの重要性は強調されているが必要性は希薄
- 特に、PRTR制度の開始で、企業と市民の対話が進むと考えられたためツールとして取り組み進められた
 - 化学物質アドバイザーの人材養成
 - ファクトシートの作成

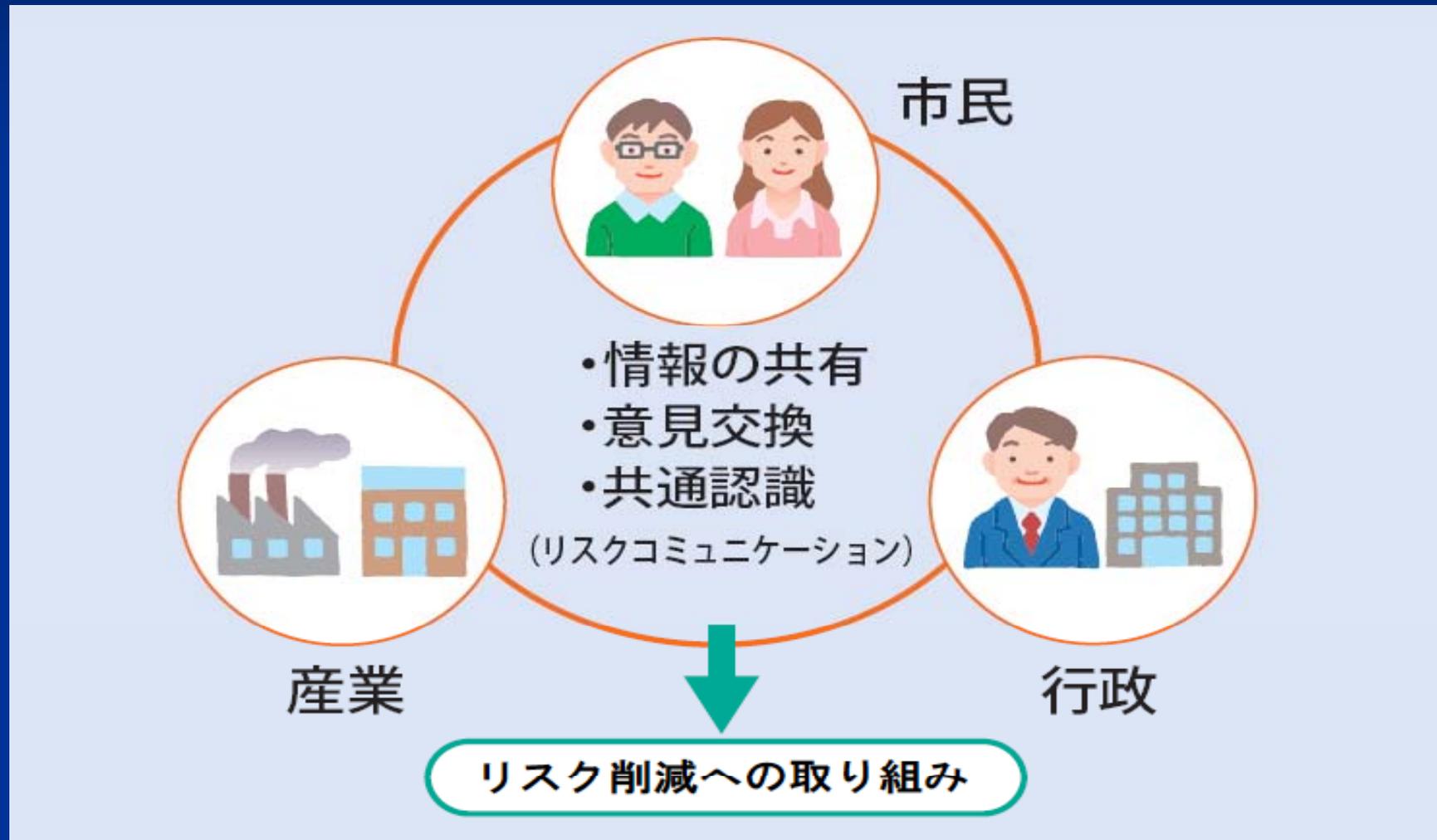
市民の関心があるリスク、事例とは リスクコミュニケーションの現状

- 平時のリスクへの関心は薄い
- PRTRを材料としたリスクコミは進んでいない
- 内容が難しいのか、必要性がないのか、仕組みに対する理解が進んでいないのか
- 一方、事故時、災害時のリスクへの関心は高い
- ダイオキシン類、土壌汚染、食の安全など

- 土壌汚染対策におけるリスクコミュニケーターの要請と事情、必要性が違う

リスクコミュニケーションの構造

(環境省パンフレットから)



コミュニケーションの段階

第一段階	一方的な情報公開、説明責任
第二段階	質問に対する情報公開、情報提供
第三段階	情報交換
第四段階	意見交換とリスクコミュニケーション

リスクコミュニケーションにおける7つの基本原則(EPA, 1988)

- 市民団体・地域住民等を正当なパートナーとして受け入れ、連携すること
- コミュニケーション方法を注意深く立案し、そのプロセスを評価すること
- 人々の声に耳を傾けること
- 正直、率直、オープンになること
- 他の信頼できる人々や機関と協調、協働すること
- メディア(マスコミ)の要望を理解して応えること
- 相手の気持ちを受け止め、明瞭にはなすこと

リスクコミュニケーションにおける誤解 (浦野、2001)

- 化学物質は危険なものと安全なものに二分される
- 化学物質のリスクはゼロにできる
- 大きなマスコミの情報は信頼できる
- 化学物質のリスクは、科学的に解明されている
- 学者は、客観的にリスクを判断している
- 一般市民は科学的なリスクを理解できない
- 情報を出すと無用の不安を招く
- たくさんの情報を提供すれば理解が得られる
- 詳しく説明すれば理解や合意が得られる
- 情報提供や説明会、意見公募などがリスクコミュニケーションである

有害汚染物オンサイト処理の三原則

- 豊島事件公害調停で確認された処理の原則
- **安全性** = 二次被害(公害)を出さない
- **确实性** = 有害な廃棄物を出さない、増やさない。安定した操業が可能
- **透明性** = 住民参加、情報公開
- オンサイト処理を必要とする共通認識や関係者の合意形成のための研究者、専門家が関与した

化学物質管理への市民参加(1)

- ①地球環境問題解決のために市民参加の重要性が認識された
- 環境と開発に関するリオ宣言第10原則(1992年)
- ②化学物質管理における市民参加の制度化の必要性が認識された
- 「アジェンダ21」の第19章の有害化学物質の適正な管理(1992年)
- ③WSSDにおいて、国際化学物質管理における戦略的アプローチ(SAICM)が採択された(2002年)
- SAICMの世界実施計画の承認(2006年)

化学物質管理への市民参加(2)

- ④1996年のOECD理事会勧告を受けて、日本でもPRTR(環境汚染物質排出移動登録)が制度化された
- 化学物質排出把握管理促進法の施行(2001年)
- ⑤2003年国連勧告に基づき、労働安全衛生法でGHS(化学品の区分と表示に関する世界調和システム)が制度化された(2006年)
- ⑥環境ホルモン問題、ダイオキシン汚染問題に対する市民の関心高まる
- ダイオキシン規制の開始(1997年～現在)
- SPEED98とExTEND2005

環境と開発に関するリオ宣言 第10原則

- 環境問題は、それぞれのレベルで、関心ある全ての市民が参加することにより最も適切に扱われる。
- 国内レベルでは、各個人が、有害物質や地域社会における活動の情報を含め、公共機関が有している環境関連情報を適切に入手し、そして、意思決定過程に参加する機会を有しなくてはならない。
- 各国は、情報を広く行き渡らせることにより、国民の啓発と参加を促進し、かつ奨励しなくてはならない。賠償、救済を含む手法及び行政手続きへの効果的なアクセスが与えられなければならない。

2020年目標(WSSD)

- 予防的取り組み方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順を用いて、化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成することを目指す

SAICMのしくみ(1)

国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ

Strategic Approach to International Chemicals Management

- WSSDの2020年目標を達成するためのグローバルな政策的枠組み
- 2003年より3回の準備会合を経て、2006年国際化学物質管理会議 (ICCM) にて採択
- 140カ国、各国連機関、産業界、研究者、NGO等が策定に参画
- 本年5月ジュネーブにて、ICCM2が開催される予定



SAICMのしくみ(2)

合意された3つの文書



SAICMの世界行動計画の内容

SAICMの目的を達成するために関係者がとりうる行動についてのガイダンス文書として、36の作業領域と273の行動項目をリスト化している

以下の項目について、具体的に活動内容、目標が示されている

作業領域と活動

活動主体

目標時間枠

進捗の指標

実施の側面

国内実施計画の作成について

- ドバイ宣言、世界行動計画(2006年)を受けて、国内実施計画を作成する段階にある
- 関係省庁連絡会議での議論は進められているが、市民の認知度は低い
- 原因は広報不足か理解不足か
- 利害関係者(事業者や市民・NGOなど)への情報提供、参加が不十分
- 利害関係者の意見を国内実施計画に反映すべきである

世界行動計画で求められているリスクコミュニケーションの内容

- 関連する作業領域と活動内容としては、
- リスク評価、管理とコミュニケーション

人のリスク評価の際に、特定の人々の曝露や感受性の違いなどを考慮すべき

化学物質のリスク評価手法の開発とライフサイクル管理の取組み

- 市民社会と公共利益のための非政府組織(NGO)の参加

SAICM国内実施計画を立案、実施、モニタリングを行う政府委員会に市民社会の代表を含める

2020年目標を確認しよう

- 第3次環境基本計画の目標達成年度(2025年ごろ)との整合性をとるべき
- 化学物質管理に関しては、日本国内でも2020年を目標に、計画の前倒しを
- 世界のお手本となる一括的な化学物質管理制度にすべきである
- (EUのREACHは2020年目標を踏まえている)

第三次環境基本計画(平成18年4月閣議決定) 重点分野: 化学物質の環境リスクの低減

(1) 2025年頃の社会における目標の設定

- ・化学物質の環境リスクに関する知見の充実・共有化
- ・予防的な対策の機動的な実施
- ・環境リスクに対する関係者の理解の深化とその低減のための行動
- ・国際協調を通じた企業の技術インセンティブの確保と国際的な取組への我が国の貢献

(2) 暴露・有害性情報の不足の解消に向けたスケジュールを提示

(3) 多種多様な化学物質の特性に応じた環境リスク管理とリスクコミュニケーション

(4) 国際的な情報発信と地球規模の問題への貢献の強化 (環境省資料より)

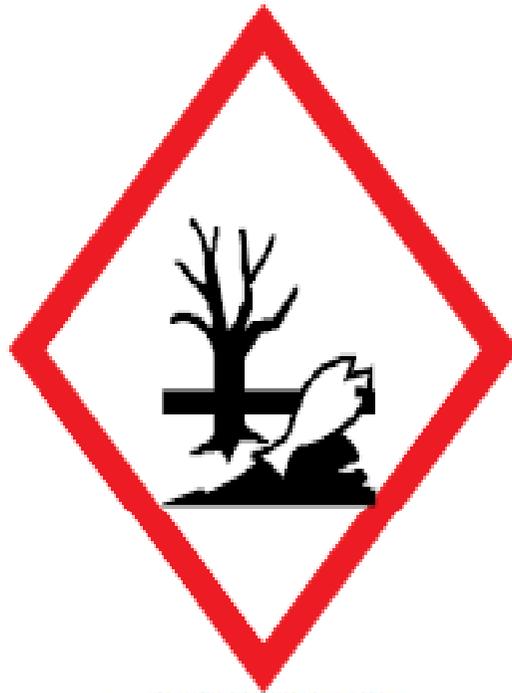
SAICM国内実施計画への要望

- ①ガバナンスをどう保証するのか
- 市民参加、特に女性の政策決定への参加
- ②リスク削減のために予防原則(予防的取組み)を適切に適用する枠組みが必要
- ③GHSなど国際的条約、枠組みの速やかな実施を
- ④化学物質管理政策の見直し時期を逃がさずに

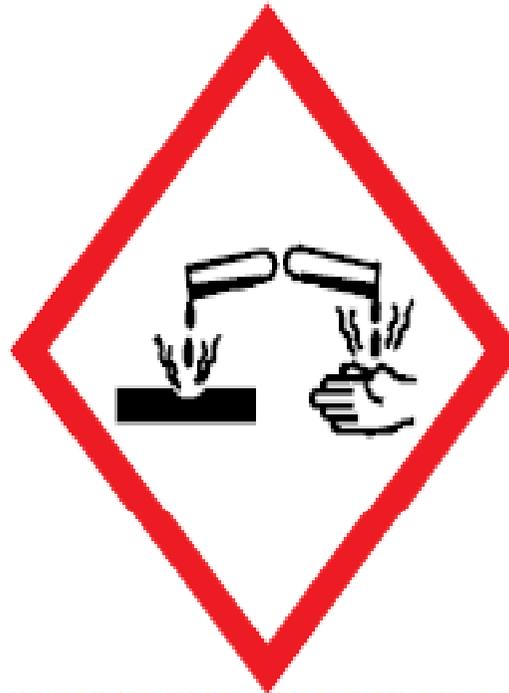
GHS(化学品の分類および表示に関する世界調和システム)

- 化学物質の危険性・有害性を分類、区分し、世界共通の絵表示システムの採用をめざす
国連勧告
- 危険有害性の分類: 爆発性、引火性、急性毒性、発がん性、水生環境有害性など
- シンボルマーク(絵表示)と「危険」「警告」などの注意喚起のための表示
- 日本では2006年12月から労働安全衛生法が施行されるが、消費者製品は適用外

GHSによる絵表示



水生環境有害性

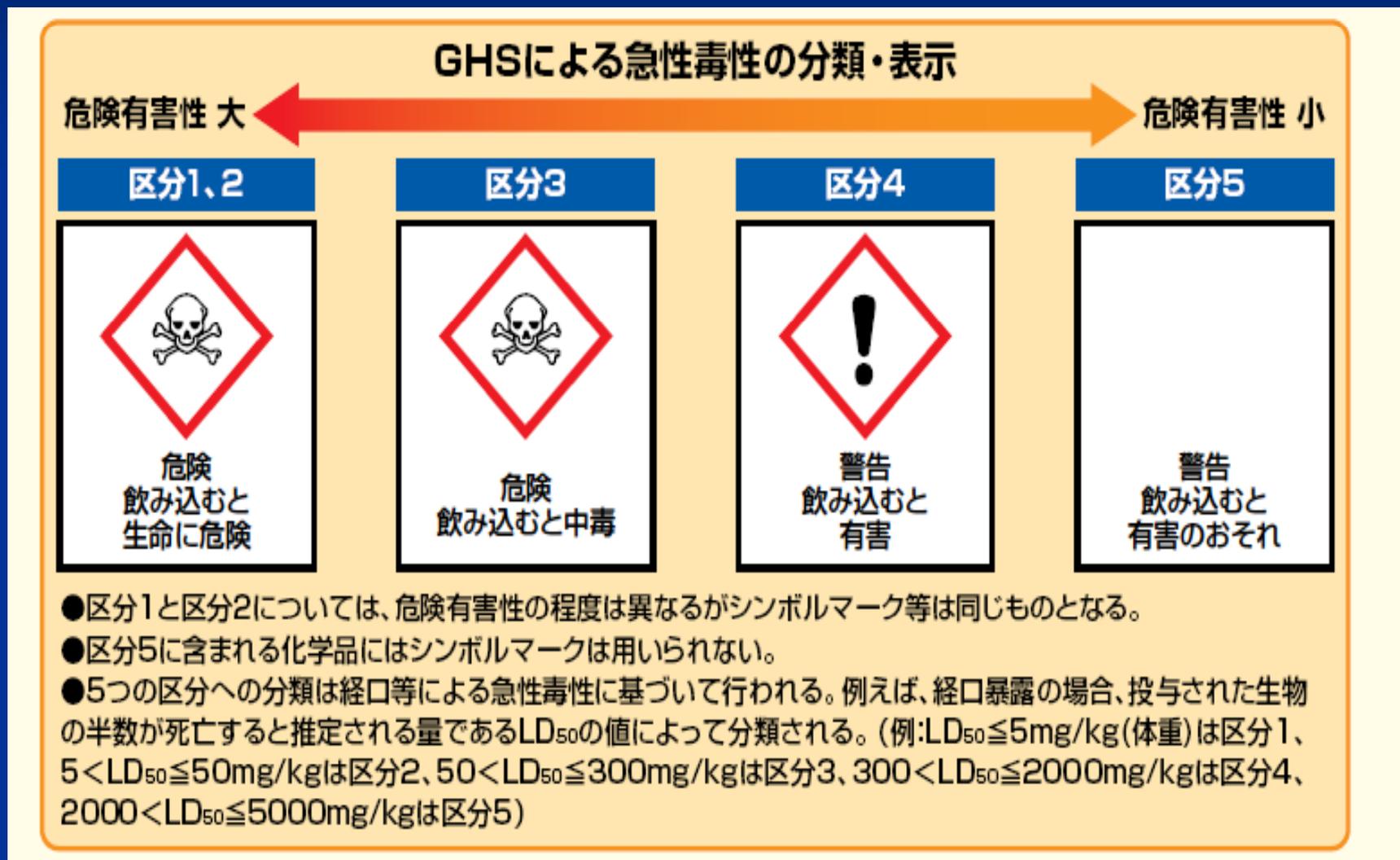


金属腐食性物質、皮膚腐食性/刺激性
呼吸器感作性または皮膚感作性
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性



酸化性ガス、酸化性液体
酸化性固体、有機過酸化物

GHSによる急性毒性の分類・表示 (環境省パンフレットより)



GHSが導入されると、このようなラベル表示がなされます



1 [●●●×××]

2 [腐食性等を示すシンボルマーク] [引火性等を示すシンボルマーク]

3 [危険]

4 [重篤な薬傷・眼の損傷
極めて引火性の高い液体および蒸気
皮膚及び目への接触を避けること
火気及び発火源に近づけないこと
【応急処置】
皮膚についた場合、付着した衣服を脱ぎ、患部を水で洗うこと。
刺激を感じる場合は、医師の診断を仰ぐこと。
目に入った場合は、直ちに流水で少なくとも15分間洗い流し、
医師の診断を仰ぐこと。]

5

6 [●●××株式会社、電話(●●)●●●-●●●●]

- 1 化学品に関する情報…化学物質名、製品名などを記載します。
- 2 シンボルマーク……危険有害性の種類を示します。
- 3 注意喚起語…危険有害性の程度に応じ、「危険」または「警告」といったことが明記されます。なお、「危険」は「警告」に比べ、より危険有害性のレベルが高い場合に用いられます。
- 4 危険有害性情報…製品の危険有害性の性質を説明しています。
- 5 注意書き…誤った取り扱いによって生じる被害を防止する措置や応急措置、廃棄方法などを記載します。
- 6 製造業者または供給業者に関する情報…製造業者または供給業者の名称、住所、電話番号などを記載します。

見直し時期にきた化学物質管理政策

- 07年化管法(化学物質排出把握管理促進法)
- 09年化審法(化学物質審査規制法)
- **解決すべき課題は**
 - 省庁縦割りによる総合性の欠如
 - 既存化学物質の安全性評価が不十分
 - リスクベースによる管理の問題点の克服
 - ライフサイクル管理システムの欠如
 - ハイリスクグループへの配慮不足
 - 市民参加の制度的保障の欠如

EU とアメリカの リスクと規制に対する姿勢

小さい

リスクの許容レベル

大きい

No Data, No Market
データがなければ市場に出さない

No Data, No Regulation
データがなければ規制しない

欧州委員会の提案： 予防的な規制のスタイル

- リスク評価に多層的アプローチ
- 予防的要素が大きい
- リスクがないことを示すのは産業側

アメリカの枠組み： 市場重視・産業寄りスタイル

- 現状の規制に満足
- 予防的要素が少ない
- リスクがあることを示すのは政府

出典：ユネスコ2006年6月発表報告書『ナノ技術の倫理と政治』

UNESCO Report The Ethics and Politics of Nanotechnology Published in June 2006

Figure by Kristen Kulinowski of the Center for Biological and Environmental Nanotechnology

化学物質問題市民研究会 安間 武氏作成、(2006)

Substitution Conferenceの開催

- 2008年9月17日
- 9:30~17:30
- ブリュッセル・ルネサンスホテル
- ChemSec主催
- 参加者約180名
- 参加者の内訳
- NGO、企業関係者、行政(EU、加盟国)、研究者



NGOによるSIN*LISTの公表

*SUBSTITUTE IT NOW!

- EUのECHA(欧州化学物質庁)による認可対象(高懸念物質・優先評価物質)のリスト化が遅れている
- 6月に16物質が提案され、10月に15物質合意、候補リスト物質となる、順次提案される予定
- 来年秋に認可リスト物質を公表
- 9月にChemSec主催で、Substitution Conferenceが開催され、欧米のNGOが代替すべき物質リストとしてSINLIST1.0を公表
- 相当の懸念30物質、PBT17物質、CMR220物質

まとめ

- 早急に、SAICM国内実施計画を作成すべき
作成に際し、利害関係者の参加を
- 2020年目標を達成するための化学物質管理政策の実施
総合的、一元的な化学物質管理をめざすべき
市民にも理解できるリスク評価を